

国土交通省 中国地方整備局
平成16年5月17日

国土交通大臣許可業者 各位

建設業許可申請等に係る「確認資料」の取扱いについて

日頃より、建設業行政に特段のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成16年3月23日付け文書にて、平成16年度以降における国土交通大臣許可に係る申請及び届出に関する「確認資料」の提出について当整備局よりご案内させていただきましたが、「確認資料」の取扱いに関する補足説明資料を作成しましたので、送付させていただきます。

また、本文書着後における「確認資料」の提出に際しましては、別紙書面（確認資料の送付について）を適宜作成の上、「確認資料」とあわせて当整備局あて送付いただきますようお願い致します。

＊ 平成16年3月23日付け文書は、同年3月中旬時点において中国管内5県のいずれかに本店を有する国土交通大臣許可業者を対象に発送させていただきましたが、中国地方整備局のHPにも掲載しておりますので、未着の場合や同月下旬以降において国土交通大臣許可を取得された方などについては、HPでご確認いただきますよう、お願い致します。

また、平成16年3月23日付け文書の別表として「確認資料一覧表」を添付しておりますが、同表に記載のある「健康保険被保険者証【写】」については「健康保険被保険者証カード（表面）【写】」と読み替えていただきますようお願い致します。

建設業許可並びに経営事項審査に関する申請手続きや制度概要等につきましては、今後中国地方整備局HPを活用して適宜ご案内致しますので、ご参照下さい。

中国地方整備局 建政部 HPアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/029.html>

【本件問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課 建設業係
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
TEL 082-221-9231 (内線6145)

(別 紙) 確認資料提出用紙作成例

平成 年 月 日

中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課長 殿

所在地
申請者 商号又は名称
代表者氏名

建設業許可に係る「確認資料」の送付について

今般建設業法の規定による建設業許可に係る

申請 届出

 を行ったので、同内容に関する「確認資料」を送付致します。

申請形態	許可申請	1) 新規	2) 許可換え新規	3) 般・特新規
		4) 業種追加	5) 更新	6) その他
	変更届	1) 変更届出書〔00006帳票〕 2) 経營業務の管理責任者証明書〔00002帳票〕 3) 専任技術者証明書（新規・変更）〔00003帳票〕 4) 国家資格者等―監理技術者―一覧表（00007帳票） 5) その他		
上記申請（届出）書の提出年月日		平成 年 月 日		
確認資料の内容		(i) 営業所等の確認資料 (ii) 経管者等の確認資料 (iii) 経營業務の管理責任者に関する確認資料 (iv) 専任技術者に関する確認資料 (v) 令第3条に規定する使用人に関する確認資料		
備 考		上記確認資料（ i ）中、〇〇〇〇については前回申請時に既に提出していることから、省略している。		

注1）上表中、太線枠内の該当する番号を○囲みして下さい。

注2）備考欄には、「確認資料」のうち省略したものの種類、及びその理由を記載して下さい。

『確認資料』とは

『確認資料』とは、中国地方整備局が中国管内5県のいずれかに本店がある国土交通大臣許可業者の許可に係る審査等を行うにあたり、申請書及びその添付書類又は届出書類の記載内容等に関する確認をするために活用する資料です。

具体的には、「**経營業務の管理責任者**」、営業所等に配置する「**専任技術者**」及び「**令第3条に規定する使用人**」の各者について、申請建設業者との間の雇用関係や許可要件の充足確認、並びに**営業所等の所在等**に関する確認を行うというものです。

『確認資料』の種類

『確認資料』の種類は、表－Aに掲げる5種類です。

表－A

- | |
|--|
| (i) 営業所等の確認資料
(ii) 「経營業務の管理責任者」、「専任技術者」及び「令第3条に規定する使用人」の確認資料
(iii) 「経營業務の管理責任者」に関する確認資料
(iv) 「専任技術者」に関する確認資料（実務経験者のみ）
(v) 「令第3条に規定する使用人」に関する確認資料 |
|--|

※上表各資料の詳細については、次頁以降をご参照下さい。

『確認資料』の提出が必要となるケース

基本的には、次の場合に『確認資料』の提出が必要となります。

表－B

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● [更新]、[新規] 及び [許可換え新規] の申請を行うとき● 経營業務の管理責任者、専任技術者又は令第3条に規定する使用人を変更するとき● 営業所を新設したとき● 既存の営業所を移転したとき |
|---|

※これらの場合でも、『確認資料』（表－A）の提出を一部省略できる場合があります。詳しくは、次頁以降をご参照下さい。

『確認資料』の提出が必要となるケース／省略できるケース

『確認資料』（表－Ａ）については、表－Ｂに掲げる場合でもその一部の提出を省略できるケースがあります。また、表－Ｂに掲げるケース以外でも『確認資料』の提出が必要となるケースもあります。具体的には、以下の要領により『確認資料』を提出して下さい。

『確認資料』の種類ごとに、提出が必要となるケース及び省略できるケース

確認資料	(i) 営業所等の確認資料
イ) 営業所等の写真 a. 営業所の外部写真（全景が分かるもの）及び内部写真（数室にわたる場合は中枢部） b. 建設業法施行規則第２５条第２項前段に規定する標識が掲げられている部分 c. 営業所がビル内に所在する場合、建物の入口又はエレベータホール等の営業所の案内板並びに申請者の名称、営業所の名称を明記した営業所の入口部分 d. 撮影日時が入っているもの ロ) 営業所所在地の案内図 （最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明示すること） ハ) 建物の所有状況が確認できるもの ●自社所有の場合 … 次のうちいずれか一つ ・当該建物の登記簿謄本【写】 ・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書【写】 ●賃借の場合 ・借り主を当該申請（又は届出）建設業者とする当該建物の賃貸借契約書【写】 ※賃貸借期間について自動継続等の措置が講じられており、『確認資料』提出時において契約期間が満了している場合は、直近３ヶ月分の賃借料の支払い領収書等【写】	

[提出が必要となるケース]

- ① 建設業許可に係る申請のうち、申請区分を **新規** または **許可換え新規** とする申請を行う場合
- ② 建設業許可に係る申請のうち、申請区分を **更新** とする申請を行う場合
- ③ **営業所を新設**した場合
- ④ 既存の営業所を**移転**した場合

〔注〕①及び③の場合の上表（i）イbの資料（標識掲示部分の写真）に関しては、標識を掲げた段階で提出いただければ結構です。

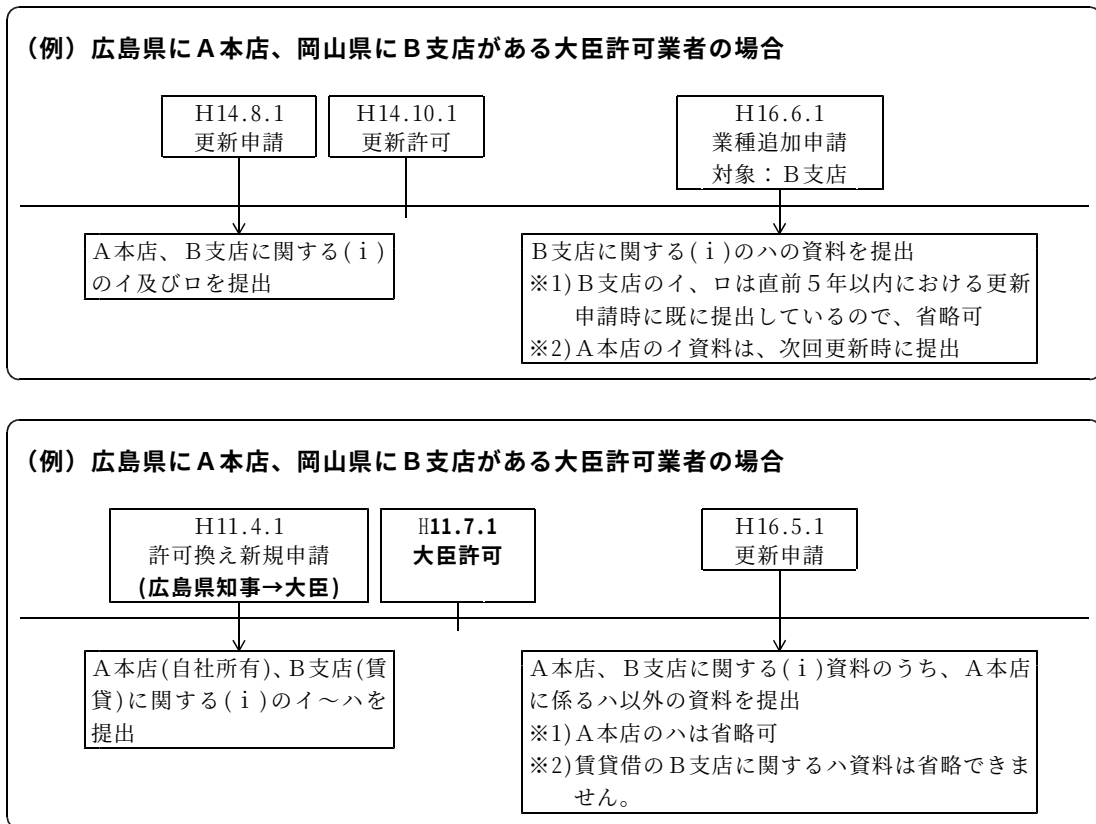
〔注〕②の場合、[更新]申請の対象となっている営業所等（本店を含む。）のうち、自社所有の営業所等に関する上表（i）ハの資料（当該建物に関する登記簿謄本等）については、当該申請以前において既に提出されている場合は、省略できます。

[提出を省略できるケース]

- ① 建設業許可に係る申請のうち、申請区分を **業種追加** または **般・特新規** とする申請を行う場合で、当該申請の対象となる営業所について、当該申請日（本店所在地を管轄する県庁若しくは当該県出先機関に申請書を提出した日をいう。）の直前５年以内に、[更新]、[新規]又は[許可換え新規]による申請、又は営業所の新設に係る届出により、当該営業所に関する上表（i）に掲げ

る資料のうち既に提出している資料。

ただし、自社所有の建物に関する上表（い）のハに掲げる資料（建物の登記簿謄本等）については、直前5年以内に関わらず、過去国土交通大臣許可業者として、既に提出している場合は省略できます。



- ② 建設業許可に係る申請のうち、申請区分を「**新規**」又は「**許可換え新規**」とする申請を行う場合、及び**営業所の新設**に係る届出を行う場合の当該申請対象営業所等に関する上表（い）のイ）bの資料。〔標識掲示部分の写真〕

ただし、『確認資料』提出後、当該営業所に建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識を掲げた場合は、速やかに当該箇所を撮影した写真を提出して下さい。

<参考>建設業法施行規則第25条第2項に規定する標識の形態

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣許可（ ）第 号	
		国土交通大臣許可（ ）第 号	
		国土交通大臣許可（ ）第 号	
この店舗で営業 している建設業			

【備考】

- ① 上表（い）イd（撮影日時）については、写真を貼付する台紙等に記載していただいても結構です。
- ② 上表（い）ロについては、様式の指定はありませんので、任意の様式（A4版）で作成して下さい。

確認資料	(ii)「経営業務の管理責任者」、「専任技術者」、「令第3条に規定する使用人」の確認資料
	イ) 健康保険被保険者証カード（表面）【写】 ロ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書【写】 ハ) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書【写】 二) 雇用保険証又は同資格取得届【写】 ※1) 社会保険・雇用保険に加入されていない場合は、次のいずれか一つ ① 申請時直前の確定申告書（「表紙」及び「役員報酬明細」）【写】 ② 住民税特別徴収税額通知書【写】 ※2) 出向者の場合は、出向先における出向者個人の雇用（勤務）状況が確認できる書面として、次のうちいずれか1つ ① 出向協定書【写】 ② 出向元が発行した出向辞令【写】 ③ 出向元が発行した出向証明書 *①の出向協定書【写】については、協定書の書面上で出向者個人の氏名が確認できるものに限りします。 出向元企業と出向先企業との間の企業間で締結されている協定書で、出向者個人の状況が確認できない場合は、②若しくは③の資料を送付して下さい。 *③の出向証明書については、出向元企業、出向先企業、出向者及び出向期間が確認できる内容のものに限りします。 *③の出向証明書については、既存の証明書がある場合はコピーで結構ですが、本確認資料のために作成される場合は、原本を送付して下さい。

[提出が必要となるケース]

- ① 建設業許可に係る申請を行う場合
- ② 「経営業務の管理責任者」、「専任技術者」又は「令第3条に規定する使用人」の **いずれかの者について変更（氏名の変更を含む。）**を行う場合
- ③ 営業所を新設し、当該新設営業所に新たに「専任技術者」及び「令第3条に規定する使用人」を配置するとき

〔注〕①については、申請の区分（[更新]、[業種追加]等）に関わらず、提出して下さい。

* [更新] 申請の場合、「経営業務の管理責任者」、「専任技術者」又は「令第3条に規定する使用人」に変更がない場合であっても、申請時点における常勤性や雇用関係などについて、上表（ii）イ～ニのいずれかの『確認資料』をもって確認させていただきますので、必ず提出して下さい。

〔注〕②については、新たに「経営業務の管理責任者」、「専任技術者」又は「令第3条に規定する使用人」になる方に関する資料を提出して下さい。（会社を辞める等の理由で削除の届出の対象とされている方に関する「健康保険／厚生年金保険被保険者資格喪失届」等の提出は必要ありません。）

[備 考]

- ・ 上表（ii）に掲げる『確認資料』については、各者（経営業務の管理責任者、専任技術者及び令第3条に規定する使用人）について、それぞれ イからニのいずれか一つの資料で結構です。

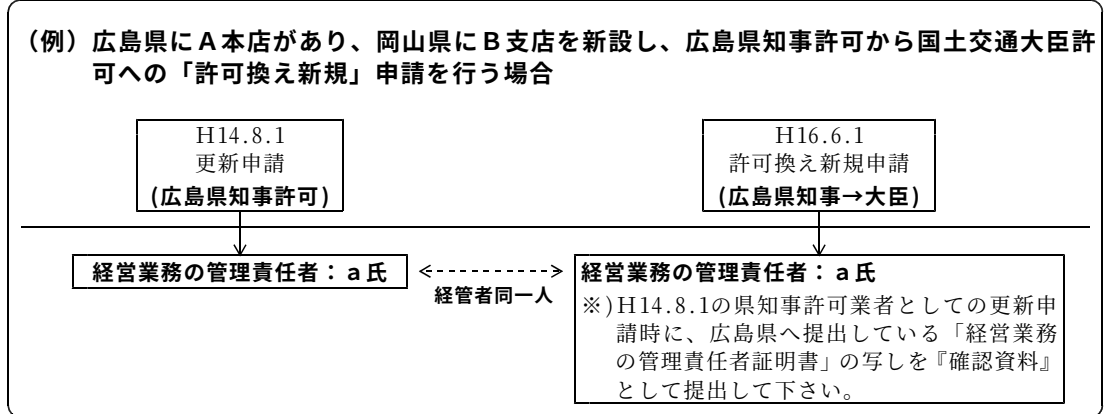
確認資料	(iii) 経営業務の管理責任者に関する確認資料
商業登記簿謄本【写】 ※ 1) 経験期間中、役員であったことが確認できるもの ※ 2) 令第 3 条に規定する使用人としての期間も含めて申請しようとする場合は、令第 3 条に規定する使用人として従事した期間及び従事していた営業所で取得していた許可業種が確認できる資料を作成し、提出して下さい。 ※ 3) 建設業法第 7 条第 1 号口のうち、いわゆる「準ずる地位」（「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 47 年 3 月 8 日付建設省告示第 351 号）の二に該当する者）を要件として申請される場合は、個別対応とさせていただきますので、申請書を提出される前に、中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。	

[提出が必要となるケース]

新たに経営業務の管理責任者となる者がいる場合

- ① 建設業許可に係る申請のうち、申請の区分を「**新規**」とする申請を行う場合
- ② 「経営業務の管理責任者」の**変更に係る届出**を行う場合 など

〔注〕建設業許可に係る申請のうち、申請の区分を「**許可換え新規**」とする申請を行う場合、当該申請に係る「経営業務の管理責任者」と、当該申請時において申請者が現に有している知事許可業者としての「経営業務の管理責任者」が同一の者である場合は、当該知事（県）に対して提出している直近の「**経営業務の管理責任者証明書**」の写しを提出して下さい。



[提出を省略できるケース]

- ・ 建設業許可に係る申請を行う場合、申請の区分（[更新]、[業種追加] 等）に関わらず、当該申請における「経営業務の管理責任者」が、当該申請時以前から同一の者である場合

[備 考]

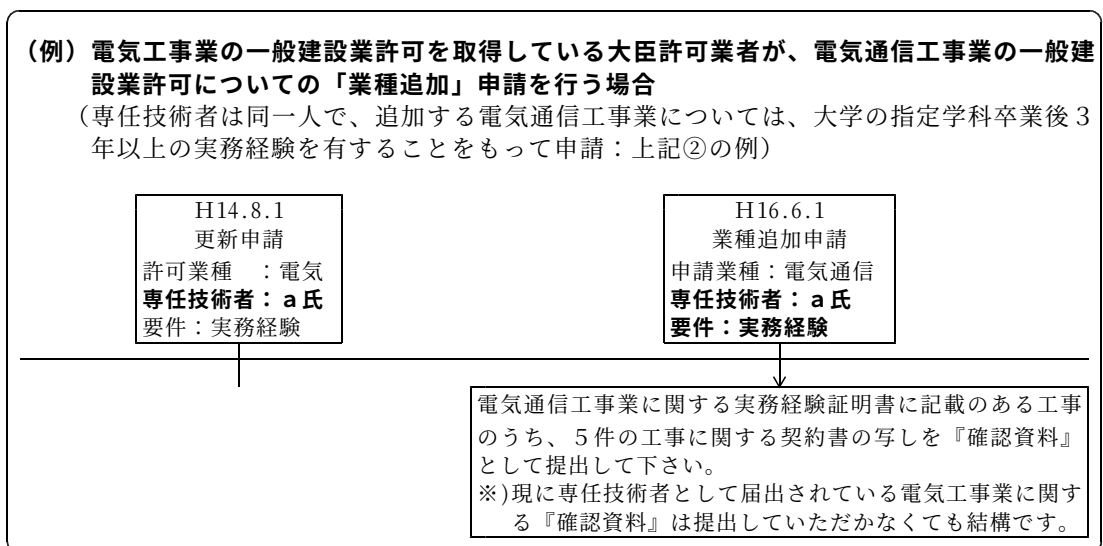
- ・ 上表 (iii) 中、※ 2 の「令第 3 条に規定する使用人として従事した期間及び従事していた営業所で取得していた許可業種が確認できる資料」については、以下の内容が確認できるかたちで、任意に作成して下さい。
 - 「令第 3 条に規定する使用人」として従事していた営業所名及び職名
 - 「令第 3 条に規定する使用人」としての従事期間（H**.***.**～H**.***.** □年□ヶ月間）
 - 「令第 3 条に規定する使用人」として従事していた営業所で取得していた許可業種

確認資料	(iv) 専任技術者に関する確認資料（実務経験者のみ）
イ) 実務経験証明書に記載のある工事のうち、5 件（申請者による任意抽出）の工事に係る請負契約書、又は注文書及び請書等の写し ロ) 指導監督の実務経験について申請する場合、指導監督の実務経験証明書の内容欄に記載されている工事についての請負契約書又は注文書・請書等の写し ※建設業法第 7 条第 2 号イの要件者として申請する場合で、当該者の最終学歴における卒業学科が建設業法施行規則第 1 条に定める指定学科以外の場合で、卒業学科が当該指定学科に相当する学科であるとして申請される場合は、指定学科に相当するか否かを含め、個別対応とさせていただきますので、申請書を提出される前に、中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 建設業係までご連絡下さい。	

[提出が必要となるケース]

新たに専任技術者となる者がいる場合で、同者が実務経験を要件としている場合

- ① 建設業許可に係る申請のうち、申請区分を「**業種追加**」や「**般・特新規**」とする申請を行う場合
- ② 「専任技術者」の**変更に係る届出**を行う場合
- ③ 現に「専任技術者」である者が、別の業種について実務経験を要件として「専任技術者」となる場合 など



[提出を省略できるケース]

- ・ 建設業許可に係る申請を行う場合、又は「専任技術者」に係る変更の届出を行う場合で、当該申請又は変更の届出の対象である「専任技術者」が、従前と同一人で、かつ担当業種が同一場合

[備 考]

- ・ 実務経験証明書の「実務経験の内容」欄に記載されている工事が 5 件未満である場合は、同証明書の「実務経験年数」欄に記載された期間の範囲内において携わった工事の契約書等を含めて 5 件分提出して下さい。
- ・ 5 件分の契約書等の抽出方法は、直近における選定で構いません。
- ・ 特定建設業の許可に係る専任技術者で、建設業法第 15 条第 2 号ロの該当者(実務経験+指導監督の実務経験)については、上表(iv)ロの資料で契約書等が 5 件以上ある場合、イの資料は省略できます。また、ロの資料が 5 件未満の場合は、イの資料とロの資料をあわせて 5 件分提出していただければ結構です。

確認資料	(v) 令第3条に規定する使用人に関する確認資料
・委任状等【写】 ～本人に代表権がない場合、見積・入札及び契約締結に関する権限が本人に対して与えられていることが確認できる資料	

【提出が必要となるケース】

- ① 建設業許可に係る申請のうち、申請の区分を「**新規**」又は「**許可換え新規**」とする申請を行う場合
- ② **新たに**「令第3条に規定する使用人」となる者がいる場合

【提出を省略できるケース】

- ・ 建設業許可に係る申請のうち、申請の区分を「**更新**」、「**業種追加**」又は「**般・特新規**」とする申請を行う場合で、当該申請における「令第3条に規定する使用人」が、当該申請以前から所属営業所及び職名に変更がない場合。

【備考】

- ・ 委任状等については、コピーでも構いません。